

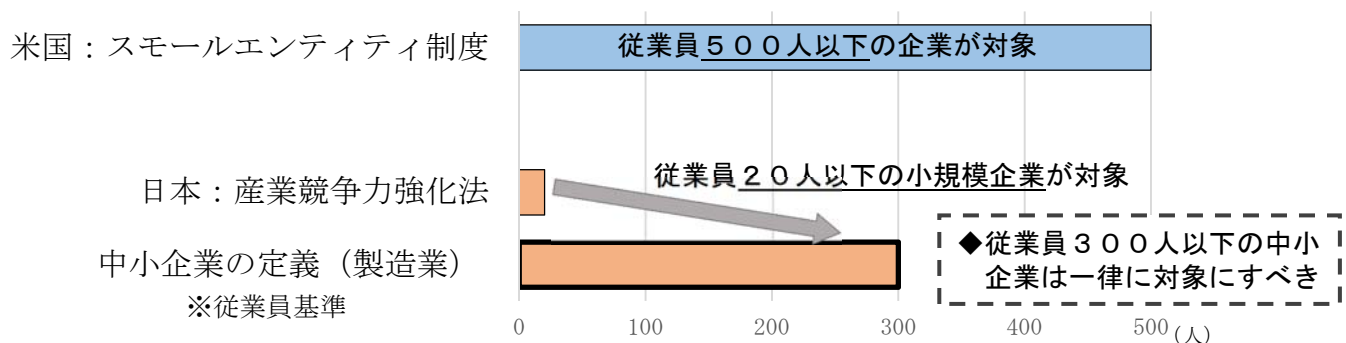
2014年11月26日

地域・中小企業の活性化に向けて必要な施策（意見）

荒井寿光

1. 特許料金等の減免制度の拡充について

- ・ 中小企業の特許出願割合は全体の1割程度と米国の約半分の水準にとどまっております、日本の産業競争力強化に向け、更なる知財支援の充実による裾野の拡大が必要
- ・ 特許料等の軽減措置は、2014年度より産業競争力強化法によって拡充されたといわれるものの、中小企業における2/3軽減措置（特許の審査請求料）の利用率は13.8%（推計）にとどまっております、裾野の拡大に向け更なる拡充が不可欠
- ・ 具体的には、従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件の緩和を行い、対象を実用新案、意匠、商標に拡大するべき
- ・ 申請手続きについて、例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請を実現するなど、手続きの簡素化を図るべき

参考1. 減免対象のイメージ参考2. 中小企業の出願件数等の状況（数値は特許行政年次報告書2014年版等、推計含む）

○審査請求件数（中小企業）	<u>24,259</u> 件（推計）
○産業競争力強化法による審査請求料2/3軽減の利用実績（2014年4月～9月実績）	1,668 件 2倍すると ⇒ <u>3,336</u> 件/年（推計）

◆中小企業による審査請求件数24,259件に対し、減免制度の利用は3,336件（いずれも推計）であり、利用率は13.8%にとどまる

・特許出願件数（全体）	328,436 件（2013年度実績）
・特許出願件数（中小企業※）	33,090 件（ " ）
・中小企業比率	10.1 %（ " ）
・審査請求件数（全体）	240,188 件（ " ）

⇒審査請求件数（全体）に対する中小企業比率を特許出願と同じ10.1%と仮定すると、
審査請求件数（中小企業）は24,259件（推計）

※中小企業基本法に基づく中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下等）

2. 知財総合支援窓口について

- ・ ワンストップ窓口と言いながら、例えば外国出願支援はジェットロや都道府県の中小企業支援センターが実施機関になっており、整理が必要
- ・ 窓口のPRに加え、中堅企業等を対象に、隠れたニーズの掘り起こしに取り組むべき
- ・ ニーズの掘り起こしにあたり、例えば、セミナー等の普及啓発事業を充実させ、事業者と窓口の接点を増やすことが必要ではないか
- ・ 相談業務のみならず、各地域における知財人材の育成を通じ、企業の競争力向上に貢献するべき。例えば、定期的な勉強会の開催等、相談者のネットワーク化に取り組んではどうか

3. 営業秘密の保護強化について

- ・ 中小を含む企業にとっては、具体的な取り組みを示す「営業秘密保護マニュアル」（仮称）が重要。マニュアルには、具体的な事例を盛り込む等により、分かりやすいものとする工夫が必要。また、必要な秘密管理措置の内容・程度が企業の規模や業態等によって異なるのであれば、必要となる秘密管理措置を、規模や業種ごとに一覧表にするなどにより、具体的に示すべき
- ・ 中小企業等に対する支援体制について、オープン&クローズ戦略は企業の経営戦略そのものであり、相談者の経営まで一步踏み込んだ対応が不可欠。人材の育成・確保を含め、十分な体制づくりが必要。また、営業秘密保護の支援には、情報漏洩や契約への対応が必要となるため、知財総合支援窓口への弁護士配置頻度向上を検討するべき

4. 職務発明制度の見直しについて

- ・ 企業の競争力強化につながる職務発明制度の見直しは支持するものの、中小企業においては現制度のもとで大きな困難に直面しているとは認識しておらず、中小企業に過大な負担を強いる見直しは望ましいものとは言えない
- ・ 職務発明規程等を十分に整備している中小企業は少ないのが実情であり、新たな制度では、全ての中小企業に対して一律に職務発明規程等の整備を義務付ける仕組みとしないよう、配慮することが望ましい

5. 早期審査について

- ・ 事情説明書の提出に関する負担の軽減や、意匠や商標における中小企業を対象とした早期審査の実施など、より使いやすい制度とし、利用促進を図るべき

以 上